

ラムサール条約の実施について

辻田 香織(環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官)

1. ラムサール条約とは

ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)は1971年に採択された40年以上の歴史を持つ、環境条約の先駆けと言える存在である。ラムサール条約に登録されている湿地の数は世界では2186、日本では46の湿地を登録している。本条約では「全ての湿地の保全及びワイズユース(賢明な利用)」をその使命として掲げており(決議X.1)、湿地を人の営みの場としても重視していることは特筆に値する。保全とワイズユースを達成するために、重要な要素としてCEPA というものが掲げられている。CEPAとは、Communication 情報交換のC、Education 教育のE、Participation 参加のP、Awareness 啓発のA、の頭文字である。ラムサール条約が対象とする湿地は天然か人工的か、継続的か一時的か、水が滞っているか流れているか、淡水か汽水か塩水かを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含むと定められており、非常に幅広い湿地タイプを対象としている。

2. 登録基準

国際的な条約湿地の登録基準としては、基準1:その生物地理区において代表的、希少または固有な湿地タイプを含むこと。基準2:国際的に絶滅の恐れのある種にとって重要であること。基準3:その生物地理区の生物多様性を維持するために重要と考えられるホットスポットのような場所であること。その他、水鳥に関する基準として基準5と6、魚に関する基準として基準7と8がある。

日本においてラムサール条約に登録する際の要件としては3つ定められている。一つ目は上記の国際的な基準のいずれかに該当すること。二つ目は国の法律のよって将来にわたってその地域の自然環境の保全が図られること。三つ目は、地

元自治体などから登録への賛同が得られることである。

3. 保全のための法的担保

日本では自然公園法、鳥獣保護法、種の保存法、河川法などによって、その場所での行為を規制することで自然の保全を担保している。自然公園法の場合は国立公園や国定公園の特別地域以上、鳥獣保護法の場合は国指定鳥獣保護区特別保護地区、種の保存法の場合は生息地等保護区に指定しており、河川法に基づく河川区域と国指定鳥獣保護区の指定を組み合わせることで保全を担保している場所もある。中池見湿地については自然公園法の下で国定公園に指定し保全を担保している状況である。

4. 日本でのワイズユースの取り組み

ワイズユースについては各地域でそれぞれの状況に応じてさまざまな取り組みがある。ラムサール条約の過去の締約国会議では、ワイズユースを進める上で伝統的な慣行から得られたサービスの価値を評価することも重要だとの旨の決議も採択されている。関連して2008年に日本と韓国政府の提案によって採択された水田決議がある。水田決議とは、水田が水鳥などさまざまな生物の生息地として重要であることを認識し、生物や文化についての調査を進めたり、生物多様性を高める農法を実践したり、さらにはラムサール条約湿地として水田を登録することを奨励するものである。日本でのワイズユースの具体例としては、宍道湖でのヤマトシジミの持続可能な漁業や、片野鴨池での坂網という伝統的な猟具を用いた持続可能なカモ猟、そして三方五湖での漁師の方による子どもたちへの環境教育などが挙げられる。